

目で見る WHO

「歯と健康」

*Ageing and Health
～Good health adds life to year～*

高齢化と健康
～健康であってこそ人生～

— 第49号 —

2012 夏号

発行 公益社団法人 日本WHO協会

日本WHO協会とは

社団法人日本WHO協会は、世界保健機関(WHO)憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

C O N T E N T

ごあいさつ	1
「たばこ対策、日本と世界の動向」	アレックス・ロス…2
第65回 WHO総会について	高岡志帆…6
沿革	8
「WHO憲章」	9
●日本WHO協会フォーラム「歯と健康」	
「今、何故『歯と健康』か」	関 淳一…10
歯周病と糖尿病の不思議な関係	柏木厚典…11
生きる力を支える歯科医療～歯科健診の充実を目指して	深田拓司…13
特定集団に対する結核対策	森下福史…15
共同企画フォーラムの開催のお知らせ	20
第16回 関西感染症フォーラム開催のお知らせ	21

ごあいさつ



公益社団法人 日本 WHO 協会

理事長 関 淳一

日本 WHO 協会は、4月1日に登記の手続きを終え、公益社団法人として、新たな一步を踏み出しました。その後4月20日付で、以後当協会に寄せられる寄付金等については、税額控除の対象となる旨の証明証が交付されました。

今年も、5月にジュネーブに於いて WHO の年次総会 (World Health Assembly, WHA) が開催され、数多くの議決がなされました。その内容と我が国の関与等について、高岡志帆様 (厚生労働省大臣官房国際課) に分かり易く解説して頂くことができました。

また今回は、現在 WHO 西太平洋地域事務局 (WPRO) の結核対策課コンサルタントとして仕事をされている森下福史様に WPRO でのインターンシップの経験についてレポートして頂きました。

ご多忙の中、執筆の為に貴重な時間をお取りいたいたお二人に心から感謝いたします。

去る3月8日に、フォーラム「歯と健康—健やかな生活は口腔保健から」(厚生労働省、日本医師会、日本歯科医師会後援)を開催しました。今回のフォーラムは、近年世界的に、歯周病と全身性疾患（糖尿病等）との相互関係について多くの研究論文が発表され、医科と歯科の相互協力の下での医療が世界的な流れとなっている中、日本での啓発の意味を込めて企画いたしました。講師としてお招きした、柏木厚典先生（滋賀医科大学附属病院長）と深田拓司先生（大阪府歯科医師会常務理事）から歯周病と全身性疾患の関係についての最近の研究成果等について、各々の立場から先ず講演があり、その後会場からの質疑を交えたパネルディスカッションでは活発な意見交換が行われました。フォーラムでの講演の要旨は、本号に掲載しております。

その後、5月31日には、世界禁煙デーに合せて、第2回禁煙セミナー「たばこ規制・・世界と日本」を開催しました。このセミナーでは、昨年10月に

就任された WHO 神戸センター (WKC) のアレックス・ロス所長と当協会の理事でもある大島明先生（大阪府立成人病センターがん相談支援センター）のお二人に基調講演をお願いいたしました。ロス所長は、「たばこ政策 日本と世界の動向」と題した講演の中で、世界の禁煙都市の実例を詳しく紹介され、日本の現状と対比して、日本が今取り組まなければならない点について、示唆に富んだお話をされました。大島明先生は「我が国のたばこ規制の現状と課題」と題して、先ず日本の喫煙率の推移等について分析され、禁煙を勧める上での保健、医療の現場での問題点と今後のたばこ規制のあるべき姿などについて、極めて具体的に話されました。

ロス所長には、当日神戸での WKC 主催の「世界禁煙デー 2012 記念フォーラム」と日程が重なっている中、貴重な時間をとっていただき、心から感謝いたしております。

また、当日セミナー開始前に、ロス所長と当協会の理事のメンバーとの懇談の場をもつことができました。懇談会では、和やかな内にも率直な意見交換が行なわれ、その中でロス所長は、今年の WHO のテーマでもある「高齢化と健康」の問題について触れられ、これから高齢化社会に対応する為には、革新的なアプローチが必要なことについて、御意見を述べられました。その上で、WKC として、その分野での研究の遂行と近い将来のセミナー開催に強い意欲を示されました。「高齢化と健康」の問題は、現在グローバルな課題であると同時に、高齢社会の先頭を行く日本にとって最も重要な課題であります。私共、日本 WHO 協会として、WKC がアレックス・ロス所長の下、大きな成果を挙げられることを心から期待いたしております。

2012年7月

(社)日本WHO協会の沿革

- 1948 [「WHO憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関(WHO)が発足する。]
- 1965 WHO憲章の精神普及を目的とする社団法人日本WHO協会の設立が認可された(本部京都)。会報発行、WHO講演会等の事業活動を開始。
- 1966 世界保健デー記念大会開催事業を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外のWHO関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1998 京都にてWHO創設50周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 WHO健康フォーラム2000をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市内へ移転。
- 2007 財団法人工イズ予防財団(JFAP)のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2009 「目で見るWHO」を復刊。パンデミックとなったインフルエンザに対応し、対策セミナーを開催。
- 2010 WHO神戸センター所長を招き、フォーラム「WHOと日本」を開催、WHOへの人的貢献の推進を提唱。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2012 公益社団法人に移行。

第二次世界大戦の硝煙さめやらぬ1946年7月22日、世界61カ国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948年4月7日国連の専門機関として世界保健機関WHOが発足しました。

当協会は、このWHO憲章の精神に賛同した人々により、1965年に民間のWHO支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO憲章精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を展開してまいりました。

歴代会長・理事長、副会長・副理事長(在職期間)

会長・理事長	副会長・副理事長
中野種一郎(1965-73)	松下幸之助(1965-68)
平沢 興(1974-75)	野辺地慶三(1965-68)
奥田 東(1976-88)	尾村 偉久(1965-68)
澤田 敏男(1989-92)	木村 康(1965-73)
西島 安則(1993-06)	黒川 武雄(1965-73)
忌部 実(2006-07)	武見 太郎(1965-81)
宇佐美 登(2007-09)	千 宗室(1965-02)
関 淳一(2010-)	清水 三郎(1974-95)
	花岡 堅而(1982-83)
	羽田 春免(1984-91)
	佐野 晴洋(1989-95)
	河野 貞男(1989-95)
	村瀬 敏郎(1992-95)
	加治 有恒(1996-98)
	坪井 栄孝(1996-03)
	堀田 進(1996-04)
	奥村 百代(1996-06)
	末舛 恵一(1996-04)
	中野 進(1998-06)
	高月 清(2002-06)
	北村 李軒(2002-04)
	植松 治雄(2004-06)
	下村 誠(2006-08)
	市橋 誠(2007)
	更家 悠介(2008-)

「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定訳は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。しかし、現在では、表現が難しすぎるという声も少なくありませんでした。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:
Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.
The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.
The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.
The achievement of any State in the promotion and protection of health is of value to all.
Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.
Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.
The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.
Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.
Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.
ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則がすべての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。
人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとって有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子どもの健やかな成長は、基本的に大切なことです。
そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般的の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、充分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。